

介護支援専門員登録制度についての概要

1 介護支援専門員の資格を取得するまでの流れ

① 介護支援専門員実務研修受講試験に合格

↓ 実務研修受講申込み

※原則として実務研修受講地は試験受験地の都道府県

② 介護支援専門員実務研修を修了



③ 登録の申請

(実務研修を修了した日から3月を経過する日まで)

※実務研修受講地の都道府県で登録を受けることができる。

④ 登録

↓ 登録都道府県から登録の通知

〈登録事項〉 氏名、生年月日、住所、登録番号、登録年月日

⑤ 介護支援専門員証の交付申請

2 介護支援専門員の業務に従事するためには

登録を受けた後、**介護支援専門員証の交付を受けなければ、介護支援専門員の業務に従事することはできません。**

※登録のみ、交付申請しただけでは業務に従事することができません。

※交付を受けた介護支援専門員証の有効期間が満了した場合も介護支援専門員の業務に従事することができません。

«参考»

○介護保険法第7条第5項の規定

「この法律において、「介護支援専門員」とは、・・・介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。」

○介護保険法第69条の39（登録の消除）第3項第3号の規定

「介護支援専門員の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが、介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合、登録をしている都道府県知事は登録を消除しなければならない。」

3 介護支援専門員証の交付について

※申請に係る手数料の金額は、和歌山県における金額です。

(1) 登録を受けた方は、登録を受けた都道府県に介護支援専門員証の交付を申請することができます。 (介護支援専門員証交付申請 和歌山県証紙 3,000円)

(2) 介護支援専門員証の有効期間は、5年です。

(3) 登録事項（住所）に変更があった場合は、登録事項の変更を届け出る必要があります。

登録事項（氏名）に変更があった場合は、登録事項の変更を行うとともに介護支援専門員証の書換え交付を申請しなければなりません。(介護支援専門員証書換え交付申請 和歌山県証紙 1,500円)

※ 登録事項に変更があった場合は、必ず変更を届け出て下さい。

(県からの通知等が届かないことにもなります。)

(4) 介護支援専門員証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付を申請することができます。 (介護支援専門員証再交付申請 和歌山県証紙 1,500円)

4 介護支援専門員証の有効期間の更新について

※別紙「介護支援専門員証の有効期間を更新するため受講すべき研修について」も併せてご覧ください

(1) 介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする方は、県（又は指定研修実施機関）が実施する更新するための研修（以下「更新研修」という。）を受講し、修了した上で有効期間の更新申請をしなければなりません。

(2) 更新研修の受講及び更新申請は、有効期間が概ね1年以内に満了する方が対象となります。

例えば、令和3年5月に介護支援専門員証の交付を受ける場合、有効期間は令和8年5月に満了となるため、令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の更新研修を修了し、有効期間満了日までに更新の手続きをしなければなりません。

(3) 更新研修は、原則として登録を受けている都道府県での受講となります。

(4) 有効期間の更新は、有効期間満了日までに申請し交付手続きを行う必要があります。

有効期間を更新するためには、更新研修等を修了し、かつ、介護支援専門員証の更新手続きを行うことが必要です。

有効期間は、更新研修等を修了しても自動的に更新されるものではありません。

更新手続きをしないまま有効期間が切れた場合は、更新のための研修を修了しても、更新手続きを行うことができません。

(5) 研修の受講、更新申請など、資格の自己管理をお願いします。

介護支援専門員の資格は個人の資格であり、有効期間を更新する必要があるかは、介護支援専門員としての業務に従事している、又は（今は従事していないが）今後従事する予定がある、など、本人の状況によります。

従って

- ・有効期間を更新するためにはどの研修を受講する必要があるか？
- ・更新のための研修受講申込はいつ頃か、更新申請に必要な書類や手続きの期間は？
- など、研修の受講及び更新申請に必要な情報は、自ら入手されるよう心がけください。

5 有効期間を更新しなかった場合

有効期間を更新しなかった場合でも、介護支援専門員の登録までなくなるわけではありません。

有効期間を更新せず有効期間満了した方が、再び介護支援専門員の業務に従事するためには、「**再研修**」を受講した上で、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

なお、有効期間の過ぎた介護支援専門員証は、交付を受けた都道府県に返還しなければなりません。

6 登録の移転

登録を受けている県以外の都道府県に所在する一定の事業所等の業務に従事する場合等、一定の要件を満たす場合は当該事業所等の所在する都道府県へ登録を移転することができます。

詳細については、移転したい都道府県の介護支援専門員担当課にお問い合わせください。

7 その他

◎更新の手続き方法や申請書等の様式は、次のホームページにも掲載しています。

和歌山県ホームページ>組織から探す>長寿社会課・介護サービス指導室

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/senmonin/caremane-top.html>
からご覧ください。

◎ 各項目に関する詳細については、お問い合わせください。

(お問い合わせ先)

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局長寿社会課 振興班

TEL : 073-441-2519 (直通) FAX : 073-441-2523